令和７年度

“赤い羽根”
小地域福祉活動助成金
手引き

高齢者
ふれあいサロン

居場所づくり

市内の団体の活動に
助成を行ないます

最大3万円

見守り活動

・見守り活動研修会
・見守り活動交流会

生活支援サービス

地域に住む方の困りごとに対応
する支え合いサービス

申請期間：令和７年5月15日（木）～30日（金）

御前崎市内で行われる小地域福祉活動の推進を図ることを目的に助成を行ないます。本助成金は赤い羽根共同募金を財源にしています。

社会福祉法人 御前崎市社会福祉協議会

御前崎市白羽5402-10 ふれあい福祉センターなごみ
☎0548-63-5294

1　対象団体

ボランティア団体、町内会、市民活動団体など
市内に活動拠点がある団体で次の要件を満たすこと。

- 地域福祉推進、参加者の健康増進のために事業を行なう団体であること
  自己研鑽・趣味の活動を行う団体ではないこと
- 一時的に組織された団体ではなく、申請日までに1年以上の活動実績があること
  新規団体については今後1年以上活動を継続する見込みがあること
- 政治・宗教または営利を目的としていない団体であること

2　助成対象の事業と助成金額

（1）ふれあいサロン助成金
（2）居場所づくり助成金

対象事業	対象経費	助成金の額
高齢者を対象としたふれあいサロン活動 （毎月1回以上実施） 地区センターや民家などを利用した居場所づくり活動 （毎月1回以上実施）	(1)　諸謝金（団体外部講師のみ） (2)　レクリエーション用品（輪投げ・オセロ・将棋・キーボード他） (3)　サロン運営に関わる備品（電気ポット・湯呑・座椅子他） ※(2)(3)については**見積書が必要**です	1団体 30,000円 以内

※人件費、飲食費（サロンのおやつ、昼食、会議のお茶等）、記念品等は対象になりません
※見積書が無い場合、買いたいものとその金額が分かる資料（HPの画面コピー可）をご提出ください

＜備品・レクリエーション用品について＞

- レクリエーションの材料費（個人に関わるもの）は原則対象となりません
  例：小物づくりの材料費等（作り終わって個人の持ち物になるもの）
- 共同で大きな作品を作る際の材料費・用具代や、みんなで使用するレクリエーション用品を手作りする場合の材料費等はレクリエーション用品として対象になります
- レクリエーション用品（パズルなど）を参加者に貸し出すことはできますが、用品に団体の持ち物であることを明示し、個人の持ち物にならないようにご注意ください
- 団体が活動終了した場合においても、備品・レクリエーション用品が個人の持ち物にならないようにしてください（取り扱いについてご相談ください）。

高齢者サロンで使用する
レクリエーション用品、
備品の購入

外部講師を招いた時の
謝礼金

こども食堂で使用する備品
（調理器具・食器等）、
おもちゃの購入

（3）見守り活動助成金

対象事業	対象経費	助成金の額
・見守り活動研修会 スタッフ又は住民を対象とした福祉講座、研修	(1)　諸謝金（団体外部講師のみ） (2)　会場使用料 (3)　印刷製本費 (4)　通信運搬費 (5)　消耗品費	１回あたり 20,000円以内 【年２回まで】
・見守り活動交流会 高齢者や子ども、障がい者など地域住民同士が交流する事業	(1)　会場使用料 (2)　印刷製本費 (3)　通信運搬費 (4)　保険料 (5)　消耗品費	1回あたり 20,000円以内 【年１回まで】

見守り活動（一例）

登下校の児童見守り

ひとり暮らし高齢者への訪問見守り

研修会の諸謝金、会場使用料、資料の印刷費、紙代など消耗品費など

交流会の会場使用料、資料の印刷費、紙代など消耗品費、保険代など

（4）生活支援サービス助成金

対象事業	対象経費	助成金の額
・生活支援サービス 地域に住む方のちょっとした困りごとに対応する支え合いサービス	(1) 印刷製本費 (2) 保険料 (3) 通信運搬費 (4) 消耗品費	年間 30,000円 以内

生活支援サービス（一例）

地区のささえあいサービス

※地域協働バスに係る経費は対象外です。

サービスに係る資料の印刷費、紙代など消耗品費、保険料、切手代などの通信運搬費など

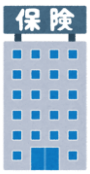

3　留意事項

- 申請は1団体1事業とすること
- 事業を行なった際の写真を社協が行う広報に使用します
- 他機関・団体から助成を受けていない事業とすること
- 新規立ち上げ団体、過去に助成を受けていない団体を優先します
- 団体が支払ったという領収書を必ず保管してください（報告書に添付が必要）

４　申請～助成の流れ

申請
５月末まで

御前崎市社会福祉協議会に申請書類を提出してください

①申込団体シート（様式第１号）
②助成金交付申請書（様式第２号）
③事業計画書（様式第３号）
④収支予算書（様式第４号）
　※レクリエーション用品、サロン備品の場合、見積書を添付
〇団体の活動実績がある場合、内容が分かる書類
　（前年度実績報告書、決算書・予算書、活動計画など）
〇団体の概要が分かる書類（会則、チラシなど）

①～④の書類は、なごみ及び浜岡福祉会館窓口で配布、また社協ホームページからダウンロードできます。

申請期間：令和７年5月15日（木）～30日（金）

交付決定
６月中旬

申請書類を基に審査を行ない、交付を決定し通知します

・申請内容についてヒアリングさせていただく場合もあります
・交付決定した団体には通知と一緒に助成金請求書を送付しますので返送してください

助成金交付
７月中旬

助成金を振り込みにて交付します　**助成金**

～　助成金を活用した活動を行ない、写真を撮影してください　～

※本事業は赤い羽根共同募金を財源としています。募金の使い道を明確にするために報告写真が必要です。（広報などで使用します。）

報告書提出
３月末まで

2月頃に事業報告書提出についての案内を送付します
領収書、活動写真とともに事業報告書を提出してください

※領収書がない場合、何にお金を使ったのか分からない為、助成金を返還してもらう可能性があります。

＜申請後の事業変更について＞

申請時に計画していた事業を変更したい場合（買いたいものが変わった等）、変更申請が必要になります。すみやかにご連絡ください。
助成金交付後の変更で助成金が余った場合、返還をしてもらいます。

申請書提出先
お問合せ

御前崎市社会福祉協議会
白羽5402-10ふれあい福祉センターなごみ
☎0548-63-5294
※浜岡福祉会館（池新田1359-1）にも提出可能